

第 70 号議案

指定管理者の指定の件（神戸臨床研究情報センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸臨床研究情報センター

2 指定管理者

神戸市中央区港島南町6丁目3番地の7

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構

代表理事 本庶 佑

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸臨床研究情報センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

## 〔概要〕

### 1. 公の施設の名称

神戸臨床研究情報センター

### 2. 指定管理者

神戸市中央区港島南町6丁目3番地の7  
公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構  
代表理事 本庶 佑

### 3. 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

### 4. 債務負担行為

期間：令和4～9年度 限度額：56,000千円

### 5. 令和5年度予定額

12,185千円（令和4年度指定管理料 14,770千円）

### 6. 選定までのスケジュール

申請要領配布期間	令和4年7月8日
提案書類受付期間	令和4年7月8日～令和4年7月27日
選定評価委員会	令和4年8月15日

### 7. 選定理由（非公募）

神戸臨床研究情報センターは、医療又は健康の分野における基礎研究を臨床又は実用化へ橋渡しする研究（以下「橋渡し研究」という。）の推進に必要な情報基盤の構築及びこれに伴う研究を行い、もって市民の健康の増進及び産業の発展に寄与するため、設置された施設である。

「公益財団法人神戸医療産業都市推進機構」は、神戸医療産業都市の中核的支援機関として、橋渡し研究の推進等に取り組み、国の「橋渡し研究」に関する事業を継続的に受託するなど、「橋渡し研究」に関して専門的かつ高度な技術を有する機関として評価され、国内アカデミアの拠点をサポートする責務を担ってきた、橋渡し研究支援を行う市内で唯一の機関である。また、第1期指定管理期間より継続して指定管理を実施しており、今後も安定した施設管理に期待できる。

市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」においては、「専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合」については非公募選定をすることが可能であるとされており、これらのことから「公益財団法人神戸医療産業都市推進機構」を非公募により選定した。

選定評価委員において、「申請者に関する項目」、「地域経済の活性化に関する項目」、「管理・運営上の基本方針に関する項目」、「運営体制・組織に関する項目」、「安全面の確保に関する項目」、「収支計画に関する項目」、「指定期間の長期化による取組に関する項目」の各基準について審査を行った結果、これまで培ってきたノウハウを活かして独自性を発揮していくという神戸医療産業都市推進機構としての基本方針や考え方、個人情報等の取り扱いの方針などの点が選定評価委員に評価され、神戸医療産業都市推進機構を指定管理者候補者に決定した。

## 〔施設の概要〕

### (1) 設立趣旨

医療又は健康の分野における基礎研究を臨床又は実用化へ橋渡しする研究の推進に必要な情報基盤の構築及びこれに伴う研究を行い、もって市民の健康の増進及び産業の発展に寄与する。(神戸臨床研究情報センター条例第1条)

### (2) 所在地

神戸市中央区港島南町1丁目5番地4

### (3) 開設時期

平成15年7月

### (4) 規模構造

構造	鉄骨造4階建
敷地面積	約3,000㎡
延床面積	約7,300㎡

### (5) 施設内容

1階	守衛室、サーバー室、検体保管庫、屋外駐車場等
2階	事務室、研修室、会議室、展示コーナー等
3階～4階	ドライラボ、ウェットラボ、研究用居室等

### (6) 開館時間・休館日

開館時間	平日・土曜日：午前9時～午後9時
	日曜・祝日：午前9時～午後5時
休館日	年末年始(12月29日～翌年1月3日)

### (7) 利用状況(令和3年度実績)

①ドライラボ・ウェットラボ・研究用居室	利用率	93%
②研修室・会議室	利用率	31%